

宇部市営住宅の入居者の資格及び入居の手続きが変わります。

平成30年1月1日以降の市営住宅のお申込みから下記のとおりが変わります。

記

- 1 入居資格に市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していないことを追加しました。
ただし、災害や病気などのやむを得ない事情で、納税が困難だった方など、特別の理由がある場合には入居を認めることができます。
- 2 これまでは、保証人は市内に居住し、人数を2人としていましたが、住所要件をなくし、1人としました。